

1. 必履修教科・科目等について

平成28年12月の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」においては、

- 高等学校の教育課程の在り方については、**各学校が、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付ける「共通性の確保」の観点と、一人一人の生徒の進路に応じた多様な可能性を伸ばす「多様性への対応」の観点を軸としつつ、育成を目指す資質・能力を明確にし、それらを教育課程を通じて育てていくことが重要**
- 「高度な普通教育」及び「専門教育」を施す高等学校においては、**普通教育として、全ての生徒に対し、日常生活を営む上で共通に必要なとされる知識・技能を習得させ、それを活用する能力を伸ばし、調和の取れた人間の育成を目指すとの観点から、必履修教科・科目を設定**
- 学習指導要領に定める**高等学校の必履修教科・科目は、「高等学校とは何か」ということを学習内容の面から国が示したもの**

とされており、**全ての高校生が必履修教科・科目等の内容事項を履修する必要がある。**

2. 「特別の教育課程」を編成して行う日本語指導の目的について

小・中学校における制度を踏まえると、「特別の教育課程」を編成して行う日本語指導は、**生徒が日本語を用いて学校生活を営むとともに、日本語を用いて行われる各教科等の学習に取り組むことができることを目的とするものであり、日本語指導の実施によって、各教科・科目等を履修したとみなすことはできない。**



**「特別の教育課程」を編成して行う日本語の指導を、
必履修教科・科目等に替えることはできない。**

○指導順序の工夫

生徒の日本語の能力等に応じて編成された「**特別の教育課程**」による指導を実施し、生徒が日本語を用いて学校生活を営むとともに、日本語を用いて行われる各教科等の学習に取り組むことが一定程度できるようになった後に、**必履修教科・科目等を履修**できるような配慮を行うこと。

○指導方法の工夫

必履修教科・科目等について、履修する生徒の日本語の能力を踏まえつつ、各教科・科目の目標を達成できるよう、「**習熟度別指導**」や「**取り出し指導**」などの**指導方法の工夫**や、**増加単位の活用**などにより、生徒の実態に即した指導を実施すること。

(参考) 高等学校における障害に応じた特別の指導(通級による指導)の例について

高等学校において、障害のある生徒に対して特別の教育課程を編成し、障害に応じた特別の指導(通級による指導)を実施する際には、

- 障害に応じた特別の指導を高等学校の教育課程に加え、又は選択教科・科目の一部に替えることができる。
- 障害に応じた特別の指導に係る修得単位数を、年間7単位を超えない範囲で卒業認定単位に含めることができる。

とされているが、**障害に応じた特別の指導を、必履修教科・科目等に替えることはできない。**